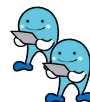
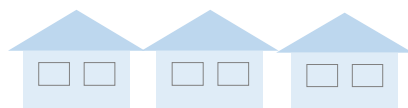


被災建築物応急危険度判定士のみなさまへ



こんなときは届出が必要です



☑ 登録内容を変更したとき

氏名・住所・連絡先・勤務先等が変更になった場合

➡ 判定士登録者名簿記載事項変更届（様式第4号）を提出

☑ 登録を取消したいとき

判定士登録を取り消したい場合

➡ 判定士登録取消申請書（様式第5号）を提出

☑ 高知県外に転出するとき

判定士の登録要件は県内に在住又は在勤している方に限ります

住所・勤務先とも高知県外になった場合は、届出が必要です

＜ケース①＞判定士登録を取り消す場合

➡ 判定士登録取消申請書（様式第5号）を提出

＜ケース②＞転出先で判定士登録をしたい場合

➡ 転出先の都道府県へ「相互認証制度」の認定申請したい旨を申し出てください

※相互認証制度手続きフロー

＜建築指導課HP＞応急危険度判定士資格の相互認証に関する運用基準

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/hisaikenchiku/>



☑ 更新切れのとき

平成23年以前に登録された方

平成23年度以前に登録された方で更新登録をされていない方は更新登録手続きをお願いします

（※平成24年度以降に登録された方は更新手続き不要です）

➡ 判定士認定申請書（様式第1号）にて更新登録の申し込みをお願いします

※更新切れによる登録者の方の講習会受講は任意となっております

提出先・問い合わせ先

公益社団法人高知県建築士会

〒780-0870 高知市本町4丁目2-15 高知県建設会館 3階

TEL：088-822-0255 メール：sikai780@shirt.ocn.ne.jp

URL：<http://www.k-shikai.or.jp/hisai.html>



様式はこちら

